

「ハマロード・サポーター〈道路の里親制度〉」実施要綱

制 定 平成15年12月 1 日

最近改正 平成22年 9 月 1 日

（目的）

第1条 この要綱は、「ハマロード・サポーター〈道路の里親制度〉」事業（以下「ハマロード・サポーター」という。）の運用方針に基づき事業を実施するにあたり、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における道路の「維持管理」とは、道路を良好な状態に保つ目的で行う機能保持のための行為及びこれに関連する行為をいう。

（趣旨）

第3条 これまで道路管理者が全般的に行ってきた道路に関する維持管理の一部を、地域のボランティア団体に委ねることにより、身近な道路について、地域性や独自性を取入れた維持管理を行い、地域の活動が、地域による適正利用を導き地域の活力を高めることを通じて、街づくりの第一歩となるよう、地域と道路管理者の協働による「みちづくり」を推進する。

（活動期間及び場所）

第4条 当該事業における参加団体の活動期間は年度単位とし、覚書締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 活動場所は、参加団体が任意に選定した道路で、当該道路を所管する土木事務所長の承認を得た概ね100m以上の一定の区域とする。

（活動内容）

第5条 参加団体の行う活動は、道路の維持管理に係る次に示す範囲のものとする。

- ・ 道路の清掃、美化に関する活動
- ・ 道路情報の提供（パトロール）に関する活動
- ・ 適正利用に関する啓発・指導に関する活動
- ・ その他の土木事務所長が認めた活動

2 活動回数は月1回以上行うことを原則とする。ただし、土木事務所長が認めた場合はこの限りではない。

3 参加団体は年度毎に活動内容を記載した活動計画書（様式一2）を作成し、当該道路を所管する土木事務所長の承認を得るものとする。

（参加団体及び募集方法）

第6条 「ハマロード・サポーター」の参加対象は、道路に関し営利を目的とせず、地域において自主的なボランティア活動を行う、概ね10人以上の団体（以下「参加団体」という。）とし、町内会、自治会、商店会、学校、企業、NPO法人等とする。

2 参加団体の募集方法は、原則として公募による。

(参加申請)

第7条 参加団体は、代表者を決定し、参加申込書(様式一1)、活動計画書(様式一2)及び参加者名簿(様式一3)を所管土木事務所長に提出する。なお、参加団体は、参加者名簿を管理し、所管土木事務所長の求めがあった場合には、速やかに提出する。

(参加団体の認定)

第8条 所管土木事務所長は、前条の参加申込書等を審査して、参加団体としての適否を決定し、適切と認められる場合には、ハマロード・サポーターに認定する。また、認定を証するため認定書(様式一4)を交付する。

2 認定を受けた参加団体の活動が、当該事業の趣旨に反し不適切と認められる場合には、所管土木事務所長は前項の認定を取消することができるものとする。

(覚書の締結)

第9条 参加団体は、活動目的・場所及び内容等を定めた覚書(様式一5)を所管土木事務所長と締結する。

2 覚書は、締結当事者から当該年度の2月末日までに特段の申し出がない場合には、翌年度について自動更新するものとする。なお、参加団体は翌年度も更新する場合、当該年度の3月末日までに第7条に定める活動計画書(様式一2)を、所管土木事務所長に提出する。

(覚書の変更と解除)

第10条 参加団体は、覚書を変更する必要がある場合は、所管土木事務所長と協議し、覚書を変更することができるものとする。

2 参加団体は、覚書の軽微な変更をする場合には、すみやかに変更届(様式一6)を所管土木事務所長に提出する。この届けをもって所管土木事務所長が認める場合は、当該変更事項に関し当該覚書の変更があったとみなす。

3 所管土木事務所長は、参加団体が覚書の内容を遵守できない場合、または、当該事業の趣旨並びに道路法等の関係法令に反する行為等を行ったと認められる場合には、覚書を解除し活動の中止を指示すると共に、支給した活動に要する物品等を現存する限りにおいて返却させる。その際、アダプトサイン設置団体は自費でアダプトサインを撤去するものとする。

(活動の終了)

第11条 参加団体は、ハマロード・サポーター活動を終了する場合には、遅滞なく土木事務所長に活動終了届(様式一9)を提出しなければならない。また、参加団体の団体名等を記載したアダプトサイン設置団体は、土木事務所とアダプトサインの撤去について協議する。

(土木事務所長の支援内容)

第12条 参加団体に対する支援は、必要に応じ当該年度の予算の範囲内において次のとおりとする。但し、参加団体が支援を求めない場合を除く。

- ・ 第5条第1項に示す活動に必要な物品等(消耗品)を提供する。
- ・ 参加団体が収集したごみを、回収及び処分する。

- ・ 参加団体の管理活動と調和した、道路の整備及び利用の可能性について検討する。
(花壇・フラワーポットの設置、すず風舗装等)

- ・ 土木事務所長が認めるその他の事項。

(安全の確保)

第13条 参加団体は、活動を行うにあたって、歩行者及び車両の通行の障害にならないように注意すると共に、十分に安全の確保を図るものとする。

(参加団体の責務)

第14条 参加団体が、前第8条に基づく認定を受けて行う維持管理活動に起因して、第三者に損害を生じさせ、その賠償を必要とする場合には、参加団体の故意・重過失を原因とする場合は、参加団体がその責務を負い、その他の場合は、土木事務所長（道路管理者）がその責務を負うものとする。

2 参加団体またはその構成員に、維持管理活動に起因して自損事故等が発生し、損害を賠償する必要がある場合には、その責務は、原則として参加団体が負うものとする

3 参加団体は、活動中に事故が生じた場合には、直ちに所管土木事務所に連絡すると共に遅滞なく事故発生報告書（様式一8）により土木事務所長あて報告する。

(報告及び届出)

第15条 参加団体は、代表者や活動内容の変更などが生じた場合には、すみやかに所管土木事務所長と協議し、前第10条2項に基づく変更届（様式一6）を提出する。

2 参加団体は、毎年度終了後すみやかに活動報告書（様式一7）を所管土木事務所長に提出する。

(助言と指導)

第16条 所管土木事務所長は、参加団体に対し必要な助言及び指導を行うことができる。

(事務取扱)

第17条 事務取扱は、所管土木事務所及び道路局道路部管理課が行うものとする。

附則

1 この要綱は平成15年12月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成22年9月1日から施行する。